

【表紙】

| | |
|------------|---------------------------------|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2022年1月21日提出 |
| 【計算期間】 | 第1期中(自 2021年4月23日至 2021年10月22日) |
| 【ファンド名】 | 円建グローバル公社債ファンド |
| 【発行者名】 | りそなアセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 西岡 明彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都江東区木場一丁目5番65号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 塚田 光子 |
| 【連絡場所】 | 東京都江東区木場一丁目5番65号 |
| 【電話番号】 | 03-6704-3821 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【ファンドの運用状況】

【円建グローバル公社債ファンド】

以下の運用状況は2021年10月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,348,040,544 | 99.93 |
| コール・ローン等・その他資産(負債控除後) | | 931,683 | 0.07 |
| 合計（純資産総額） | | 1,348,972,227 | 100.00 |

(2)【運用実績】

【純資産の推移】

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|------------|------------|------|--------------|------|
| | 分配落ち | 分配付き | 分配落ち | 分配付き |
| 2021年 4月末日 | 997 | | 0.9960 | |
| 5月末日 | 998 | | 0.9977 | |
| 6月末日 | 1,001 | | 1.0003 | |
| 7月末日 | 1,003 | | 1.0021 | |
| 8月末日 | 1,003 | | 1.0028 | |
| 9月末日 | 1,002 | | 1.0014 | |
| 10月末日 | 1,348 | | 1.0014 | |

【分配の推移】

| 期 | 期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|------|-------------------------|--------------|
| 当中間期 | 2021年 4月23日～2021年10月22日 | |

【収益率の推移】

| 期 | 期間 | 収益率（％） |
|------|-------------------------|--------|
| 当中間期 | 2021年 4月23日～2021年10月22日 | 0.20 |

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

R M円建グローバル公社債マザーファンド

以下の運用状況は2021年10月29日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

| 資産の種類 | 国・地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|------|---------------|---------|
| 社債券 | 日本 | 1,111,578,000 | 82.45 |
| | フランス | 100,022,000 | 7.42 |
| | 小計 | 1,211,600,000 | 89.87 |
| コール・ローン等・その他資産(負債控除後) | | 136,503,945 | 10.13 |
| 合計（純資産総額） | | 1,348,103,945 | 100.00 |

2【設定及び解約の実績】

【円建グローバル公社債ファンド】

| 期 | 期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|------|-------------------------|---------------|------------|
| 当中間期 | 2021年 4月23日～2021年10月22日 | 1,214,161,053 | 29,773,379 |

(注)第1中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(2021年4月23日から2021年10月22日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

【円建グローバル公社債ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

| | 第1期中間計算期間末 2021年10月22日現在 |
|-----------------|-----------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 2,522,808 |
| 親投資信託受益証券 | 1,185,937,561 |
| 流動資産合計 | 1,188,460,369 |
| 資産合計 | 1,188,460,369 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払受託者報酬 | 166,006 |
| 未払委託者報酬 | 1,493,971 |
| 未払利息 | 6 |
| その他未払費用 | 43,048 |
| 流動負債合計 | 1,703,031 |
| 負債合計 | 1,703,031 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,184,387,674 |
| 剰余金 | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 2,369,664 |
| (分配準備積立金) | - |
| 元本等合計 | 1,186,757,338 |
| 純資産合計 | 1,186,757,338 |
| 負債純資産合計 | 1,188,460,369 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第1期中間計算期間 自 2021年 4月23日 至 2021年10月22日 |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 有価証券売買等損益 | 3,705,561 |
| 営業収益合計 | 3,705,561 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 709 |
| 受託者報酬 | 166,006 |
| 委託者報酬 | 1,493,971 |
| その他費用 | 43,058 |
| 営業費用合計 | 1,703,744 |
| 営業利益又は営業損失() | 2,001,817 |
| 経常利益又は経常損失() | 2,001,817 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 2,001,817 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 53,658 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 427,393 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 427,393 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 5,888 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 5,888 |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 2,369,664 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 |
| 2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項 | 当ファンドの中間計算期間は、信託約款の規定により、設定日(2021年4月23日)から2021年10月22日までとなっております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| | 第1期中間計算期間末 2021年10月22日現在 |
|------------------------------|-----------------------------|
| 1. 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 1,001,000,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 213,161,053円 |
| 期中一部解約元本額 | 29,773,379円 |
| 2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 | 1,184,387,674口 |
| 3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.0020円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (10,020円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| | 第1期中間計算期間末 2021年10月22日現在 |
|------------------------|--|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | |
| 親投資信託受益証券 | (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 | これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | |

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「R M円建グローバル公社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

R M円建グローバル公社債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2021年10月22日現在

| | |
|-------------|---------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 171,866,966 |
| 社債券 | 1,011,682,000 |
| 未収利息 | 2,263,843 |
| 前払費用 | 143,013 |
| 流動資産合計 | 1,185,955,822 |
| 資産合計 | 1,185,955,822 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払利息 | 466 |
| 流動負債合計 | 466 |
| 負債合計 | 466 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 1,181,565,768 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 4,389,588 |
| 元本等合計 | 1,185,955,356 |
| 純資産合計 | 1,185,955,356 |
| 負債純資産合計 | 1,185,955,822 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | |
|-----------------|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。 |
|-----------------|--|

（貸借対照表に関する注記）

| 2021年10月22日現在 | |
|------------------------|----------------|
| 1. 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 2021年 4月23日 |
| 期首元本額 | 1,000,200,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 203,532,953円 |
| 期中一部解約元本額 | 22,167,185円 |
| 期末元本額 | 1,181,565,768円 |
| 期末元本の内訳 | |
| 円建グローバル公社債ファンド | 1,181,565,768円 |
| 2. 計算日における受益権の総数 | 1,181,565,768口 |
| 3. 計算日における1単位当たりの純資産の額 | |
| 1口当たり純資産額 | 1.0037円 |
| (10,000口当たり純資産額) | (10,037円) |

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

| 2021年10月22日現在 | |
|------------------------|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。 |
| 2. 時価の算定方法 | |
| 社債券 | （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 |
| コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 | これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額 が異なることもあります。 |

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

| | | |
|-------------|----------|----------------|
| 2021年10月末現在 | 資本金の額 | 1,000,000,000円 |
| | 発行可能株式総数 | 3,960,000株 |
| | 発行済株式総数 | 3,960,000株 |

過去5年間における主な資本金の増減

| 年月日 | 変更後（変更前） |
|-----------|------------------------------|
| 2017年7月7日 | 1,000,000,000円（490,000,000円） |

(2)【事業の内容及び営業の状況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を行っています。

2021年10月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

| ファンドの種類 | 本数 | 純資産総額（百万円） |
|-----------|-----|------------|
| 追加型株式投資信託 | 104 | 1,184,068 |
| 単位型株式投資信託 | 8 | 99,236 |
| 合計 | 112 | 1,283,304 |

(3)【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度（自2020年4月1日至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第7期事業年度に係る中間会計期間（自2021年4月1日至2021年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| | (単位：千円) | |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 2,211,091 | 4,261,664 |
| 前払費用 | 186,739 | 245,658 |
| 未収入金 | 247 | 8,551 |
| 未収委託者報酬 | 810,183 | 768,778 |
| 未収運用受託報酬 | 1,261,327 | 2,597,734 |
| 未収投資助言報酬 | 418,494 | 437,046 |
| 流動資産計 | 4,888,083 | 8,319,433 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1 4,325 | 5,302 |
| 器具備品 | 1 11,668 | 18,218 |
| 有形固定資産計 | 15,993 | 23,520 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 18,733 | 8,588 |
| 無形固定資産計 | 18,733 | 8,588 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 7,975 | 19,301 |
| 長期前払費用 | 416 | - |
| 繰延税金資産 | 72,304 | 128,654 |
| 投資その他の資産計 | 80,969 | 147,956 |
| 固定資産計 | 115,424 | 180,065 |
| 資産合計 | 5,003,507 | 8,499,498 |

| | (単位：千円) | |
|------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | |

| | | | |
|--------------|---|-----------|-----------|
| 未払手数料 | | 311,378 | 256,287 |
| その他未払金 | 2 | 760,759 | 1,255,082 |
| 未払費用 | | 85,094 | 99,584 |
| 未払法人税等 | | 192,367 | 269,609 |
| 未払消費税等 | | 287,966 | 352,528 |
| 預り金 | | 1,648 | 1,387 |
| 賞与引当金 | | 96,675 | 224,862 |
| 流動負債計 | | 1,735,890 | 2,459,343 |
| 負債合計 | | 1,735,890 | 2,459,343 |
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | 490,000 | 490,000 |
| 資本剰余金計 | | 490,000 | 490,000 |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | 1,778,051 | 4,548,350 |
| 利益剰余金計 | | 1,778,051 | 4,548,350 |
| 株主資本計 | | 3,268,051 | 6,038,350 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 433 | 1,804 |
| 評価・換算差額等計 | | 433 | 1,804 |
| 純資産合計 | | 3,267,617 | 6,040,155 |
| 負債・純資産合計 | | 5,003,507 | 8,499,498 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|---------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 3,170,025 | 3,539,887 |
| 運用受託報酬 | 1,201,400 | 4,624,333 |
| 投資助言報酬 | 1,166,500 | 839,669 |
| その他営業収益 | - | 261 |
| 営業収益計 | 5,537,925 | 9,004,153 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,050,201 | 1,166,440 |
| 広告宣伝費 | 63,238 | 37,315 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 500,578 | 1,297,321 |
| 委託調査費 | 128,044 | 98,375 |
| 委託計算費 | 188,413 | 207,635 |
| 事務委託費 | - | 23,815 |
| 営業雑経費 | | |
| 印刷費 | 68,686 | 75,269 |
| 協会費 | 5,690 | 9,101 |
| 販売促進費 | 5,255 | 3,264 |
| その他 | 55,169 | 55,514 |
| 営業費用計 | 2,065,279 | 2,974,056 |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 82,651 | 110,648 |
| 給料・手当 | 490,014 | 1,104,231 |
| 賞与 | 3,982 | 143,217 |
| 賞与引当金繰入額 | 132,198 | 224,862 |
| 旅費交通費 | 13,634 | 4,372 |
| 租税公課 | 48,964 | 73,538 |
| 不動産賃借料 | 48,771 | 97,751 |
| 固定資産減価償却費 | 16,096 | 21,729 |
| 諸経費 | 119,502 | 256,552 |
| 一般管理費計 | 955,815 | 2,036,904 |
| 営業利益 | 2,516,831 | 3,993,191 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 23 | 189 |
| 投資有価証券売却益 | 73 | - |
| 雑収入 | 46 | 1,694 |
| 営業外収益計 | 142 | 1,883 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券売却損 | - | 277 |
| 雑損失 | 13 | 273 |
| 営業外費用計 | 13 | 550 |
| 経常利益 | 2,516,960 | 3,994,525 |
| 税引前当期純利益 | 2,516,960 | 3,994,525 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 | 769,705 |
| 法人税等調整額 | | 38,032 |
| 法人税等計 | | 731,672 |
| 当期純利益 | 1,785,287 | 2,770,298 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|-----------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 7,236 | 7,236 | 1,482,763 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | 1,785,287 | 1,785,287 | 1,785,287 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,785,287 | 1,785,287 | 1,785,287 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 1,778,051 | 1,778,051 | 3,268,051 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 1,482,762 |
| 当期変動額 | | | |

| | | | |
|-------------------------|-----|-----|-----------|
| 当期純利益 | - | - | 1,785,287 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | 433 | 433 | 433 |
| 当期変動額合計 | 433 | 433 | 1,784,854 |
| 当期末残高 | 433 | 433 | 3,267,617 |

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|-------------------------|-----------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 1,778,051 | 1,778,051 | 3,268,051 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純利益 | - | - | - | 2,770,298 | 2,770,298 | 2,770,298 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 2,770,298 | 2,770,298 | 2,770,298 |
| 当期末残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 4,548,350 | 4,548,350 | 6,038,350 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 433 | 433 | 3,267,617 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純利益 | - | - | 2,770,298 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | 2,238 | 2,238 | 2,238 |
| 当期変動額合計 | 2,238 | 2,238 | 2,772,537 |
| 当期末残高 | 1,804 | 1,804 | 6,040,155 |

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し、認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当財務諸表に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
 - ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産
- また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 885千円 | 1,346千円 |
| 器具備品 | 11,323千円 | 22,447千円 |

2 関係会社に対する資産及び負債

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 流動負債 | | |
| その他未払金 | 616,704千円 | 1,030,722千円 |

(注) 当該金額は、連結納税親会社と受払いする金額であります。

(損益計算書関係)

1 関係会社に対する主な取引

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 法人税、住民税及び事業税 | 616,720千円 | 1,029,080千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 3,960,000 | - | - | 3,960,000 |

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当期首 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 3,960,000 | - | - | 3,960,000 |

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れ管理しております。

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、運用受託先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先毎に期日管理および残高管理を行うとともに、四半期毎に回収可能性を把握する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|--------------|-----------|----|
| 預金 | 2,211,091 | 2,211,091 | - |
| 未収委託者報酬 | 810,183 | 810,183 | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,261,327 | 1,261,327 | - |
| 未収投資助言報酬 | 418,494 | 418,494 | - |
| 資産計 | 4,701,096 | 4,701,096 | - |
| 未払手数料 | 311,378 | 311,378 | - |
| その他未払金 | 760,759 | 760,759 | - |
| 負債計 | 1,072,138 | 1,072,138 | - |

当事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------|--------------|-----------|----|
| 預金 | 4,261,664 | 4,261,664 | - |
| 未収委託者報酬 | 768,778 | 768,778 | - |
| 未収運用受託報酬 | 2,597,734 | 2,597,734 | - |
| 未収投資助言報酬 | 437,046 | 437,046 | - |
| 資産計 | 8,065,223 | 8,065,223 | - |
| 未払手数料 | 256,287 | 256,287 | - |
| その他未払金 | 1,255,082 | 1,255,082 | - |
| 負債計 | 1,511,370 | 1,511,370 | - |

金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

未払手数料、その他未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 賞与引当金 | 29,592千円 | 68,830千円 |
| 未払事業所税 | 655千円 | 1,246千円 |
| 未払事業税 | 33,577千円 | 54,775千円 |
| 未確定債務 | 757千円 | 757千円 |
| 減価償却超過額 | 3,944千円 | 3,840千円 |
| 税務上の繰越欠損金(*1) | 3,586千円 | - |
| その他有価証券評価差額金 | 191千円 | 51千円 |
| 繰延税金資産小計 | 72,304千円 | 129,502千円 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産合計 | 72,304千円 | 129,502千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | - | 848千円 |
| 繰延税金負債合計 | - | 848千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 72,304千円 | 128,654千円 |

(*1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 税務上の 繰越欠損金 | - | - | - | - | - | 3,586千円 | 3,586千円 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | - | - |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | 3,586千円 | 3,586千円 |

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額

当事業年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| | |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率 | 30.61% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.01% |
| 住民税均等割 | 0.09% |
| その他 | 1.64% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.07% |

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| | |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率 | 30.61% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.01% |
| 住民税均等割 | 0.06% |
| その他 | 0.03% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 30.65% |

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益額 |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 2,218,664 |

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益額 |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 5,083,778 |

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び主要株主（会社等に限る）等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|---------------------|------------|-----------------------|----------------------|----------------------------|---------------|------------------------------|--------------|------------|--------------|
| 親会社 | 株式会社 りそなホールディングス | 東京都 江東区 | 50,472 | 持株会社 としての 経営管理 | (直接) 100% | 連結納税 | 連結納税 に係る 個別帰属額 (注1) | 616,720 | その他 未払金 | 616,704 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

（2）兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) (注4) |
|-------------|---------------|------------|-----------------------|--------------------|----------------------------|-------------------------------|---|-----------------------------------|---|---------------------------------|
| 親会社 の子会社 | 株式会社 りそな銀行 | 大阪市 中央区 | 279,928 | 銀行業務 及び 信託業務 | - | 投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任 | 運用受託 報酬(注2) 投資助言 報酬(注1) 支払手数料 (注3) | 1,159,040 1,059,624 706,067 | 未収運用 受託報酬 未収投資 助言報酬 未払 手数料 | 1,224,680 350,629 203,372 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

（注2）投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

（注3）投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）親会社及び主要株主（会社等に限る）等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|--------|-----|-----------------------|-----------|----------------------------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
|----|--------|-----|-----------------------|-----------|----------------------------|---------------|-------|--------------|----|--------------|

| | | | | | | | | | | |
|-----|---------------------|------------|--------|----------------------|--------------|------|------------------------------|-----------|------------|-----------|
| 親会社 | 株式会社 りそなホールディングス | 東京都 江東区 | 50,472 | 持株会社 としての 経営管理 | (直接) 100% | 連結納税 | 連結納税に 係る 個別帰属額 (注1) | 1,029,080 | その他 未払金 | 1,030,722 |
|-----|---------------------|------------|--------|----------------------|--------------|------|------------------------------|-----------|------------|-----------|

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

(2) 兄弟会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は 出資金 (百万円) | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) (注4) |
|-----------------|---------------|------------|-----------------------|--------------------|----------------------------|-------------------------------|--------------------|--------------|--------------|----------------------|
| 親会社 の 子会社 | 株式会社 りそな銀行 | 大阪市 中央区 | 279,928 | 銀行業務 及び 信託業務 | - | 投資信託の 販売委託 投資助言 投資一任 | 運用受託 報酬 (注2) | 4,459,201 | 未収運用 受託報酬 | 2,531,968 |
| | | | | | | | 投資助言 報酬 (注1) | 624,314 | 未収投資 助言報酬 | |
| | | | | | | | 支払手数料 (注3) | 746,352 | 未払 手数料 | 164,487 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資一任の収益については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注3) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|---------------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 825円15銭 | 1,525円29銭 |
| 1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失() | 450円83銭 | 699円57銭 |

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|--------------------------------|--|--|
| 当期純利益又は当期純損失()(千円) | 1,785,287 | 2,770,298 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円) | 1,785,287 | 2,770,298 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 3,960,000 | 3,960,000 |

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

| | | 第7期中間会計期間 (2021年9月30日現在) | |
|-----------|---|-----------------------------|-----------|
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 預金 | | | 4,945,303 |
| 前払費用 | | | 174,912 |
| 未収入金 | | | 247 |
| 未収委託者報酬 | | | 930,833 |
| 未収運用受託報酬 | | | 2,912,072 |
| 未収投資助言報酬 | | | 486,805 |
| 流動資産計 | | | 9,450,176 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 1 | | 8,043 |
| 器具備品 | 1 | | 15,483 |
| 有形固定資産計 | | | 23,526 |
| 無形固定資産 | | | |
| ソフトウェア | | | 5,470 |
| 無形固定資産計 | | | 5,470 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | | 34,513 |
| 繰延税金資産 | | | 104,468 |
| 投資その他の資産計 | | | 138,982 |
| 固定資産計 | | | 167,979 |
| 資産合計 | | | 9,618,155 |

（単位：千円）

| | | 第7期中間会計期間 (2021年9月30日現在) | |
|--------|---|-----------------------------|-----------|
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払金 | | | |
| 未払手数料 | | | 291,230 |
| その他未払金 | | | 887,740 |
| 未払費用 | | | 110,090 |
| 未払法人税等 | | | 201,586 |
| 未払消費税等 | 2 | | 175,117 |
| 賞与引当金 | | | 191,651 |
| 預り金 | | | 1,431 |
| 流動負債計 | | | 1,858,848 |
| 負債合計 | | | 1,858,848 |
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | 1,000,000 |
| 資本剰余金 | | | |

| | |
|--------------|-----------|
| 資本準備金 | 490,000 |
| 資本剰余金計 | 490,000 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 繰越利益剰余金 | 6,267,354 |
| 利益剰余金計 | 6,267,354 |
| 株主資本計 | 7,757,354 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,952 |
| 評価・換算差額等計 | 1,952 |
| 純資産合計 | 7,759,307 |
| 負債・純資産合計 | 9,618,155 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| | 第7期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) |
|-----------|--|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 2,259,321 |
| 運用受託報酬 | 2,677,522 |
| 投資助言報酬 | 483,723 |
| 営業収益計 | 5,420,567 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 705,906 |
| 広告宣伝費 | 30,034 |
| 調査費 | |
| 調査費 | 737,068 |
| 委託調査費 | 72,531 |
| 委託計算費 | 126,468 |
| 事務委託費 | 11,871 |
| 営業雑経費 | |
| 印刷費 | 42,328 |
| 協会費 | 10,425 |
| 販売促進費 | 1,998 |
| その他 | 32,395 |
| 営業費用計 | 1,771,030 |
| 一般管理費 | |
| 給料 | |
| 役員報酬 | 60,377 |
| 給料・手当 | 623,676 |
| 賞与 | 9,550 |
| 賞与引当金繰入額 | 191,651 |
| 旅費交通費 | 2,122 |
| 租税公課 | 44,957 |
| 不動産賃借料 | 50,181 |
| 固定資産減価償却費 | 1 7,896 |
| 諸経費 | 123,089 |
| 一般管理費計 | 1,113,502 |
| 営業利益 | 2,536,034 |
| 営業外収益 | |

| | |
|--------------|-----------|
| 受取配当金 | 352 |
| 投資有価証券売却益 | 827 |
| 雑収入 | 1,478 |
| 営業外収益計 | 2,658 |
| 営業外費用 | |
| 為替差損 | 170 |
| 営業外費用計 | 170 |
| 経常利益 | 2,538,522 |
| 税引前中間純利益 | 2,538,522 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 795,396 |
| 法人税等調整額 | 24,121 |
| 法人税等計 | 819,517 |
| 中間純利益 | 1,719,004 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

第7期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 |
|---------------------------|-----------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 4,548,350 | 4,548,350 | 6,038,350 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 当中間純利益 | | | | 1,719,004 | 1,719,004 | 1,719,004 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | 1,719,004 | 1,719,004 | 1,719,004 |
| 当中間期末残高 | 1,000,000 | 490,000 | 490,000 | 6,267,354 | 6,267,354 | 7,757,354 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,804 | 1,804 | 6,040,155 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間純利益 | | | 1,719,004 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額) | 147 | 147 | 147 |
| 当中間期変動額合計 | 147 | 147 | 1,719,152 |
| 当中間期末残高 | 1,952 | 1,952 | 7,759,307 |

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

投資運用業（投資信託委託業）

投資信託約款に基づき、信託財産の運用指図等を行っております。

当該業務より発生する委託者報酬は、信託期間にわたり収益として認識しております。

投資運用業（投資一任業）

投資一任契約に基づき、顧客資産を一任して運用指図等を行っております。

当該業務より発生する運用受託報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

投資助言・代理業

投資助言契約に基づき、運用に関する投資判断の助言等を行っております。

当該業務より発生する投資助言報酬は、契約期間にわたり収益として認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、

「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

この結果、当中間財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当中間財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| 第7期中間会計期間 (2021年9月30日) | |
|---------------------------|----------|
| 建物 | 1,670千円 |
| 器具備品 | 26,901千円 |

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

| 第7期中間会計期間 (2021年9月30日) | |
|---------------------------|---------|
| 有形固定資産 | 4,778千円 |
| 無形固定資産 | 3,118千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第7期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 3,960,000 | - | - | 3,960,000 |

2 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料、その他未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

第7期中間会計期間(2021年9月30日現在)

(単位:千円)

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|--------|----------------|--------|----|
| 投資有価証券 | 34,513 | 34,513 | - |
| 資産計 | 34,513 | 34,513 | - |

2 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当社が保有する投資信託については注記を省略しております。当該投資信託の中間貸借対照表計上額は34,513千円であります。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

第7期中間会計期間（2021年9月30日現在）

（単位：千円）

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------|--------|----------------|--------|-------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | (3)その他 | 21,221 | 18,100 | 3,121 |
| | 小計 | 21,221 | 18,100 | 3,121 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | (1)株式 | - | - | - |
| | (2)債券 | - | - | - |
| | (3)その他 | 13,292 | 13,600 | 307 |
| | 小計 | 13,292 | 13,600 | 307 |
| 合計 | | 34,513 | 31,700 | 2,813 |

（収益認識関係）

収益認識に関する注記における開示目的に照らし、定量面・定性面の両面において収益の分解情報を記載する重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

第7期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

| 顧客の名称又は氏名 | 営業収益額 |
|-----------|-----------|
| 株式会社りそな銀行 | 2,952,705 |

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 第7期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) |
|--------------|--|
| 1株当たり純資産額 | 1,959円42銭 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 434円09銭 |

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 第7期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日) |
|------------------|--|
| 中間純利益(千円) | 1,719,004 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益(千円) | 1,719,004 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 3,960,000 |

(重要な後発事象)

第7期中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

| | | | | |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山田 | 信之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 畑中 | 建二 | 印 |

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結

論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月3日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

| | | | | |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山田 | 信之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 畑中 | 建二 | 印 |

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月15日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている円建グローバル公社債ファンドの2021年4月23日から2021年10月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、円建グローバル公社債ファンドの2021年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年4月23日から2021年10月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。